

入札参加資格申請について

令和2年度及び令和3年度において天の川沿岸土地改良区が発注する建設工事、測量・設計コンサルタント等業務に係る競争に参加する者の資格審査を実施しますので、希望される法人及び個人の方は、下記の要領により申請して下さい。

1. 審査基準日

令和2年2月3日（月）

2. 入札参加資格審査申請者の資格

次の要件を備えていること。

- 1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない方でないこと及び破産者で復権を得ない方でないこと。
- 2) 入札参加資格制限を受けていないこと。
- 3) 建設業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けたもので、かつ、直前2ヶ年間に施行実績のある者。
- 4) 建設業にあつては、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
- 5) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定により登録を受けた測量業者
- 6) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定により登録を受けた建設コンサルタント
- 7) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定により登録を受けた補償コンサルタント
- 8) 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定により登録を受けた地質調査業者
- 9) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により一級建築士事務所または、二級建築士事務所の登録を受けた者
- 10) 前記5から9までの測量設計調査業務以外の業務等で、関係法令の規定に基づく許可を受けた者

3. 有効期間

今回受付の入札参加資格の有効期間は令和2年4月1日～令和4年3月31日までとする。

4. 提出方法および提出期限

- 1) 提出方法、持参または郵送
- 2) 受付期間 令和2年2月3日（月）～令和2年2月28日（金）【必着】
（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

- 3) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(ただし、正午～午後1時00分の時間帯を除く)
- 4) 受付場所 天の川沿岸土地改良区
- 5) 注意事項 ア、上記の期間以後は、一切受け付けません。

5. 郵送による場合の注意事項

- 1) 受付期間内の郵送のみ可(締切日必着)、消印は無効とします。なお、提出書類に不備が認められる場合は、全て適正に補正されるまで受付はできませんので、期間に余裕を持って申請して下さい。
- 2) 受付後、受領書を送付しますので、切手の貼った返信用封筒を同封して下さい。
- 3) 書類に不備があった場合は、電話で申請担当者に連絡しますので期間内に補正して下さい。

6. 申請書類

- 1) 申請書は、A4版ファイル(色自由)に綴じ、表紙および背表紙に称号または名称を記入すること。
- 2) ファイルに金具が使われている場合は、金具をはずしてひも綴じにすること。
- 3) 建設工事部門、業務委託部門(測量設計、調査、建設・補償コンサルタント、地質調査)の各部門に申請する場合は、それぞれ別ファイルにより提出すること。

7. 提出書類

【建設工事】

- 1) 入札参加資格審査申請書(全国统一または、滋賀県、米原市様式)
ア、申請書には、法人または個人の実印を押すこと。
- 2) 経営事項審査結果通知書の写し(申請時点での最新分)
- 3) 建設業許可証明書(委託される場合は委託先の許可状況が確認できる証明書)の写し
- 4) 営業所一覧表
- 5) 工事経歴書
- 6) 技術職員調書または名簿
- 7) 納税証明書(写し可)
ア、直前の1年分(未納税額のない証明でも可)
イ、この通知の「8. 納税証明書の留意事項」を参照のこと。
- 8) 委任状(原本)
ア、本社以外の営業所に入札、契約その他権限を委任する場合、委任印は実印を押すこと。
- 9) 使用印鑑届(原本)
- 10) 印鑑登録証明書(写し可)
- 11) 建設業退職金共済組合等の加入証明書(写し可)
- 12) 健康保険、年金保険、雇用保険および労災保険の保険料納入を証明できる書類(写

し可)

ア、納入証明者または領収書で、納期の到来した直前1年分

【測量設計調査コンサルタント等】

- 1) 入札参加資格審査申請書（全国統一または滋賀県、米原市様式）
ア、申請書には、法人または個人の実印を押すこと。
- 2) 経営規模等総括表
- 3) 登録証明書写し
- 4) 3以外の営業に必要な許可証等の写し（測量・設計・調査以外の業務）
- 5) 測量等実績調書
- 6) 技術者経歴書
- 7) 財務諸表
- 8) 営業所一覧表
- 9) 納税証明書（写し可）
ア、直前1年分
イ、この通知の「8. 納税証明書の留意事項」を参照のこと。
- 10) 使用印鑑届（原本）
- 11) 印鑑登録証明書（写し可）
- 12) 委任状（原本）
ア、本社以外の営業所に、入札、契約その他権限を委任する場合は、委任印は実印を押すこと。

8. 納税証明書の留意事項

納税証明書については、下記の区分により添付すること。

(1) 滋賀県内に本社または委任先の支店・営業所を設置している者	法人	1. 法人税（国税）の納税証明書 2. 法人の都道府県税（滋賀県）及び市町村税の納税証明書 3. 消費税及び地方消費税の未納が無い旨の納税証明（非課税事業者にも発行されてます。）
	個人	1. 代表者の市町村税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書 2. 消費税及び地方消費税の未納が無い旨の納税証明（非課税事業者にも発行されてます。）
		1. 法人税（国税）の納税証明書 2. 法人の都道府県税（本社所在）

(2) 上記(1)以外の者	法人	及び市町村税の納税証明書 3. 消費税及び地方消費税の未納が無い旨の納税証明（非納税事業者にも発行されます。）
	個人	1. 代表者の市町村税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書 2. 消費税及び地方消費税の未納が無い旨の納税証明（非課税事業者にも発行されます。）

9. お問い合わせ先

天の川沿岸土地改良区

〒521-0063 滋賀県米原市飯12-3

Tel : 0749-52-0067 / Fax : 0749-52-3871